

## 千葉県国民健康保険運営協議会運営要綱の改正について

### 1 改正内容

千葉県国民健康保険運営協議会について、任意設置から必置（国民健康保険法及び同法令）とされたことに伴い、会長及び会長代行の選出は、同法施行令 5 条の規定により行われるため、任意設置による同協議会の会長及び副会長の選出方法について定めた、「千葉県国民健康保険運営協議会運営要綱」第 2 条の規定を削除する。

### 2 施行期日

平成 30 年 9 月 5 日

（参考）国民健康保険法施行令第 5 条

（会長）

第 5 条 協議会に、会長 1 名を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。